

## 大野城市国際交流協会共催等承認規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、国際交流関係団体等（以下「主催者」という。）が実施する国際交流、国際協力、多文化共生等の事業に対して、大野城市国際交流協会（以下「当協会」という。）が共催、後援、協賛等（以下「共催等」という。）を承認する場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業について当協会が共同して推進するため、企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負うとともに、当協会の共催名義を使用させること。
- (2) 後援 事業の趣旨又は目的に当協会が賛同し、当協会の後援名義を使用させること。
- (3) 協賛 事業の趣旨又は目的に当協会が賛同し、賛意を表するため協賛名義を使用させることのほか、理事会の承認が得られた場合は、協賛金等による協力を行うこと。

### (対象事業)

第3条 共催等を承認する事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 事業内容が次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 国際交流、国際協力、多文化共生等の推進に寄与するものと認められる事業であること。
  - イ 公益性があると認められる事業であること。
  - ウ 参加者が特定の会員等に限定されていないこと。
- (2) 主催者の組織及び資金計画等が明確で、事業遂行能力が十分あり、公益的性格を有すると認められる個人又は団体であること。
- (3) 実施場所は、保健衛生及び災害防止の措置が十分になされていること。
- (4) 共催にあっては、事業の企画段階から当協会の意思が反映できること。

### (非対象事業)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、共催等をしてしないものとする。

- (1) 営利を目的とした団体が行う事業。
- (2) 特定少数者のみが利益を得ると認められる事業。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する事業。
- (4) 特定の宗教を支持する事業又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業。

- (5) 法令等に違反又は抵触すると認められる事業。
- (6) 反社会的行為を行う又は行うおそれがある者が主催又は共催する事業。
- (7) 参加者から参加費等を徴収する場合、その金額が著しく妥当性を欠く事業。
- (8) その他当協会が共催等を行うことを不相当と認めた事業。

(申請の方法)

第5条 会長は、共催等の承認を受けようとする主催者があるときは、原則として事業開催日の60日前までに次の各号に掲げる事項を記載した所定の申請書を提出させるものとする。

2 主催者は、申請書に次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 規約又は沿革等の主催者の概要が分かるもの
- (2) 実施要項又は募集要項等の事業内容が分かるもの
- (3) 当該事業において参加費又は入場料等を徴収する場合は収支予算書

(決定及び通知)

第6条 会長は、前条の規定に基づき申請がなされた場合は、理事会でその内容を審査し、共催等の適否を決定するものとする。

2 会長は、前項の決定がなされたときは、主催者に共催等決定通知書を速やかに通知しなければならない。

(承認の条件)

第7条 共催等の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更しないこととし、やむを得ず事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、再度申請すること。
- (2) その他必要と認められること。

(取消及び変更)

第8条 第6条の通知をした後でも、次の各号のいずれかに該当することが認められたときは、共催等の承認を取消又は変更することができる。

- (1) 申請の内容に虚偽その他重大な瑕疵があったとき。
- (2) 前条の条件に違反したとき。
- (3) その他共催等をするに相応しくない事態が発生したとき。

2 前項の規定により共催等の取消又は変更が生じたときは、共催等取消通知書又は共催等変更通知書により速やかに主催者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により共催等の取消を行ったときは、共催等の申請はなかったものと見なす。

(事業報告)

第9条 共催等を決定された主催者は、事業の実施後速やかに所定の事業報告書により会長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。